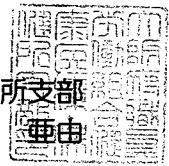


2022年 3月 30日

健康医療部長
藤井 瞳子 様

大阪府職員労働組合健康医療・保健所支部
支部長 植村 雄由



2022年度健康医療・保健所支部要求書

新型コロナ感染の爆発的な拡大と長期化によって、業務は逼迫状況が続き、コロナ対応以外の業務については、十分な対応ができていません。特に保健所の業務は、常勤の専門職でなければ、対応できないことが多い、また、制度改正による例外的事務処理の発生、食中毒事案への対応、精神保健福祉事案への対応等、突然的に、業務が急増することもあります。

従来の業務に加え新興感染症などの健康危機等に、引き続き、対応していくためにも、健康医療部（保健所を含む）の体制強化と職員の労働条件改善のため、下記の要求について、誠意ある回答をお願いします。

記

1. 労使慣行を遵守し、労働条件の変更については必ず事前に提案し、合意を前提に十分な協議を行うこと。協議が整うまでは一方的な実施をしないこと。

2. 次の項目について、職員（非常勤職員を含む）の労働条件の改善をはかること。

1) 賃金・諸手当等について

①府職労本部及び府労組連要求に基づき誠意ある回答を行うこと。

②特殊勤務手当について、増額をすること。適用業務の拡大など実態に見合うよう改善すること。
また、放射線取扱手当については、「調整額」とすること。

③時間外実績申請の抑制やサービス残業を根絶し、時間外勤務が発生した場合は手当を全額支給すること。

④感染症対策などの休日や時間外の待機については、手当を支給すること、あわせて個人の携帯電話を公務に使用させないこと。

⑤健康医療部（保健所を含む）職場の現業職員の技能労務職給料表適用をやめ、行政職給料表を適用すること。

⑥午後10時以降の残業が連続する場合、職員の心身の健康と負担を軽減するためにタクシーを使用できること。

2) 労働時間について

①フレックスタイム制度は、公務職場にはなじまないため、制度導入によって生じる、人員が不足する時間帯について、業務負担増とならないよう対策をとること。

②保育休暇の15分を復活し、小学1年生まで拡充すること。

③「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日、厚生労働省）」を遵守すること。

④恒常的残業・長時間労働をなくし、年次有給休暇が取得しやすくなるよう、職場環境と労働条件の改善を図ること。

⑤パソコン一斉シャットダウンの運用にあたっては、業務に支障を生じさせないようにするととも

に、サービス残業を生じさせないこと。

3) 職場環境について

職場で職員がいきいきと仕事をし、働き続けられるように「妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント防止ガイドライン」に沿って、所属及び職員へ周知徹底すること。

4) 妊娠・出産・育児・看護等に関する要求

- ①妊娠の勤務時間短縮（1時間）を行うこと。
- ②妊娠健診（特別休暇）については、1日単位にすること。
- ③生理休暇、妊娠の時差通勤、妊娠の業務軽減等母性を守る権利や、育児時間の取得等が完全に行使できるようにすること。
- ④産休・育休の代替、特に1年以上の育休の代替は正規職員で確保するなどの改善を図ること。
- ⑤育児時間を2時間とし、期間の延長をはかること。
- ⑥障がい児・病弱児の通所・通院にかかる休暇を拡充すること。
- ⑦部分休業により人員が不足する時間帯について、労働条件を悪化させないよう対策をとること。

5) その他労働条件について

- ①通勤時間や通勤距離など職員を退職に追い込むような勤務条件の改悪は行わないこと。
- ②臨時の任用職員や非常勤職員（会計年度任用職員）の権利を保障するとともに、被服貸与など待遇を改善すること。臨時の任用職員の「再々雇用時」の「一定期間」とする空白期間について1日とすること。
- ③介護休暇・介護欠勤制度の有給取り扱い期間延長（介護休暇を歴年とすること）、手続きの簡素化、実態に応じた断続的取得、代替要員の正職員での確保等、労働条件の改善を行うこと。
- ④介護休暇を取得したことによって昇給延伸はしないこと。当面、復帰後に復元措置を行うこと。
- ⑤1週間以内の病気休暇については、診断書提出の義務化をやめるなど労働条件の改善をはかること。
- ⑥病気休暇は取得を抑制せず、取得したことにより昇給延伸はしないこと。1か月以上の病気休暇があるときは、職場環境を整備し、労働条件の改善をはかること。
- ⑦女性検診（非常勤職員を含む）を毎年受診できるようにすること。また、胃・大腸がん検診を毎年希望者全員に実施すること。経過観察を指示された職員については検診対象以外の年でも受診の対象とすること。
- ⑧子宮体がん検診や卵巣がん検診をいれるなど検診の精度・内容の充実をはかること。
- ⑨更年期障がい対策について、休暇制度を整備すること。また予防をはじめとした啓発活動（骨粗鬆症を含む）及び相談活動（メンタルヘルスを含む）を強化し、骨量検査を無料で行うなど健康管理に努めること。
- ⑩更年期障がいの実態を把握し、本人の要求に基づいて通勤緩和、業務軽減、通院保障など健康管理に努めること。
- ⑪結核に関わる職員（非常勤を含む）のQFT検査を必要に応じ行うこと。
- ⑫安心して安全に働くため、B型肝炎と同様に麻しん、風しんのワクチン接種を実施すること。
- ⑬安心して安全に働くため、希望する全職員にインフルエンザワクチン接種を実施すること。

6) 各職場の以下の要求に応えること

①本庁職場

- (1)本庁における月80時間を超える職員数、及び年360時間を超える職員数を、大括り室ではなく課単位で明らかにすること。また、常時月80時間を超える時間外勤務となった職員の所属グループを明らかにし、対象となるグループと職員には、これらの解消にむけた改善策を示すこと。
- (2)時間外労働が多い中で、時間外になると空調が切れて、暑い寒い中で業務をせざるを得ない状況がある。適正な空調管理をおこない、労働環境を整えること。

②こころの健康総合センター

(1)研修や会議の企画、啓発等の業務量が増大し、時間外勤務も多くなっている。また、突発的な時間外勤務が発生する場合があるため、一部の職員に負担が片寄らないよう労働条件改善のための措置を講じること。業務量に見合った人員を配置する等、労働条件を確保すること。

(2)常勤1名と非常勤のみで回している業務があり、他部署から事務作業に関して応援はあるが、綱渡り状態である。常勤2名確保するなど、労働条件の改善を行うこと。

③監察医事務所

(1)職員の給料の調整額に関する規則別表第一に規定するもののうち、監察医事務所に係るものについて、調整数の引き上げを行うこと。

(2)換気が悪く、臭いの滞留等の問題があり、健康面に害を及ぼすような状態を改善し、職場環境を整えること。

3. 労働安全衛生に関する要求について、以下の項目の改善をはかること

①全職場に安全衛生委員会を確立し、大阪府職員安全衛生管理規定を職場に活かすこと。特に第9条（安全衛生管理者の職務）を実効あるものとし、職員の安全および健康を確保するとともに、快適な職場環境を促進すること。

②職場でのメンタルヘルス対策を強化すること。またメンタル不全防止に向け、職場環境を整備すること。職場復帰にかかわっては、それぞれの職場での受け入れ体制の具体化、研修等を行うなど、職場ごとのメンタルヘルス対策を充実させること。

③VDT作業の伴う健康管理について対策を強化すること。またIT化に伴う職場環境の整備と安全衛生対策を講じること。

④妊娠婦については、VDT労働を軽減するなど、労働条件の改善をはかること。
⑤セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・時短ハラスメント等についての認識を高めるために、最低年1回管理職をはじめすべての職員の研修を行い、発生を防止すること。

⑥職員の健康診断結果を把握し、健康状況に応じて業務上の配慮をすること。

⑦時間外労働の縮減対策に努めること。

⑧空調設備の切替・清掃について、冷房設備は5月中、暖房設備は10月中に完了すること。